(六)　クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に関する経済産業大臣の権限のうち、登録及び改善命令等の権限について、地方支分部の長へ委任することとした。（第三四条第八号及び第九号関係）

(七)　指定権利及び指定役務として、人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うことを追加指定することとした。（別表第一の二及び別表第一の三関係）

(八)　その他所要の規定の整備を図ることとした。

2　附則

経済産業組織令第九二条第一号に規定する商取引監督課の監督に服する事業者に、「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」を加えるとともに、同号で規定されていた「クレジットカード等購入あっせん業者、立替払取次業者」を「クレジットカード番号等取扱業者、クレジットカード番号等取扱受託業者」と改めることとした。（附則第二条関係）

3　施行期日

この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二八年法律第九九号）の施行の日（平成三〇年六月一日）から施行することとした。ただし、1(七)については、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二八年法律第六〇号）の施行の日（平成二九年一二月一日）から施行することとした。

◇児童手当法施行令の一部を改正する政令（政令第二九九号）（内閣府本府）

1　児童手当の支給制限に係る所得の限度額についての規定の整備

児童手当の支給制限に係る所得の限度額の算定において、所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正後の所得税法に規定する同一生計配偶者のうち七〇歳以上の者等があるときに、当該所得の限度額の加算の増額対象とした。（第一条関係）

2　経過措置

1の適用時期について、所要の経過措置を設けることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成三〇年一月一日から施行することとした。

政　令

地方自治法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

御　名　御　璽

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十五号

地方自治法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年十二月二日とする。

総務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十六号

地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第七条並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十六条の二、第五十六条の三第三項及び第六十六条の四第一項、同条第二項において準用する同法第六十六条の二第四項並びに同法第八十七条の三第二項、第八十七条の十二第二項、第百二十七条及び別表第二十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第一条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五条」を「―第六条」に、「第六条―第十一条」を「第七条―第十二条」に、「第五章　特定地方独立行政法人における人事管理（第十二条―第十四条）」を「第五章　人事管理
第一節　特定地方独立行政法人（第十三条―第十五条）に、「第十五条・第十六条」を「第十八条・第十九条」に、「第七章　雑則（第十六条・第十七条）」を「第七章　設立団体の数の変更に伴う措置（第二十条・第二十一条）
第二節　一般地方独立行政法人（第二十二条―第三十五条）」に、「第八章」を「第九章」に、「第三十一条」を「第三十六条」に、「第九章